「京もの活用協力店」事業実施要領

京都府商工労働観光部染織·工芸課

1 事業の目的

この事業は、京もの指定工芸品、京もの技術活用品及びそれに準ずる製品(以下、「京もの工芸品」という。)を常時活用して、京もの工芸品を応援する飲食店、旅館・ホテル等を京都府知事が「京もの活用協力店」(以下「協力店」という。)として登録することにより、京もの活用運動を広く展開し、もって「京もの工芸品」のPR拡大及び購入促進を図ることを目的とする。

2 登録

(1) 登録対象

協力店の登録対象は、飲食店、旅館・ホテル等で、業務用として京もの工芸品を常時活用して、サービスを提供することにより、京もの工芸品を応援しようとする店舗等とする。

(2) 申請方法

申請は、白薦又は他薦による。

- ◆自薦の場合は、申請書(別記第1号様式)により申請し、京もの工芸品を生産する 産地組合や事業者、京もの工芸品を取り扱う卸・小売業者のいずれかからの証明書 (別記第2号様式)を添付するものとする。
- ◆他薦の場合は、推薦書(別記第3号様式)により申請する。

なお、推薦者は次に掲げる者とする。

- ・京もの工芸品を生産する産地組合や事業者
- ・京もの工芸品を取り扱う卸・小売業者
- ・その他、知事が適当と認める機関

(3)登録手続き

申請の内容について、登録要件を確認した上で、知事が登録する。

ただし、他薦の場合であって、被推薦者が登録を希望しないときは、この限りではない。

京都府は、登録に当たり必要に応じて現地調査を行うことができる。

(4) 登録期間

登録期間は5年とする。

更新の手続きは、知事が別に定める。

(5)登録の取消

京都府は、登録店が登録要件を欠いたときその他必要と認めるときは、登録を取り消すことができる。

また、登録店から登録辞退の申し出があったとき及び閉店の通知があったとき又は登録店から通知がない場合でも、営業継続が確認できないときは同様の扱いとする。

3 協力店の役割

- (1) 知事から交付された「京もの活用協力店」の登録書等の掲示、ポスターやリーフレットの掲示、備え付けなどにより「京もの工芸品」をPRする。
- (2)登録要件に従い、京もの工芸品を常時活用することにより、京もの工芸品を応援する。

4 その他

京都府は、登録店を消費者に広くPRする。

この要領に定めるほか、事業の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附則 この要領は、平成28年9月15日から施行する。